

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、吉野三町都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

令和五年八月一日

奈良県知事 山下 真

一 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
令和五年九月三日（日） 午後二時から	吉野町中央公民館（吉野郡吉野町大字上 市一三三番地）

令和五年九月三日（日）の正午の時点で気象庁が吉野郡吉野町に気象警報若しくは洪水警報又は気象特別警報を発表している場合は、公聴会開催の日時を同月十日（日）午後二時からに変更します。

二 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
吉野三町都市計画道路三・五・一〇 二号 丹治線	吉野郡吉野町大字吉野山及び大字丹治

三 変更案に関する図書の閲覧

二に関する関係図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課及び吉野町暮らし環境整備課並びに奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課ホームページにおいて、令和五年八月七日（月）から同月二十一日（月）まで一般の閲覧に供します。

四 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（吉野町の住民その他の利害関係者に限りません。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を知事宛てとし、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課（奈良市登大路町三〇番地）に令和五年八月二十二日（火）までに必着するよう提出してください。

五 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を通知した者となります。

六 変更案に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

七 公聴会に関する問合せ

奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局県土利用政策課（電話〇七四二―二七―七五二〇）に問い合わせてください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

(別記様式)

公 述 申 出 書

年 月 日

奈良県知事 山下 真 様

住 所

氏 名

職 業

年 齢

電話番号

令和5年8月1日付けの奈良県公報で公告された吉野三町都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会に、次のとおり公述の申出をします。

記

1 公述する都市計画道路の名称

(路線名：)

2 意見の要旨及びその理由

別紙のとおり

(注) 別紙については、原則として800字程度とし、内容を明確に記載してください。